

## 第17号議案

島根県知事の資産等の公開に関する条例及び島根県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

(島根県知事の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第1条 島根県知事の資産等の公開に関する条例(平成7年島根県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、貯金(当座貯金及び普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」を「及び貯金(当座貯金及び普通貯金を除く。)」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

(島根県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部改正)

第2条 島根県議会議員の資産等の公開に関する条例(平成7年島根県条例第43号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、貯金(当座貯金及び普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」を「及び貯金(当座貯金及び普通貯金を除く。)」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次に掲げる規定 平成19年10月1日(以下「施行日」という。)

ア 第1条中島根県知事の資産等の公開に関する条例第2条第1項第4号の改正規定

イ 第2条中島根県議会議員の資産等の公開に関する条例第2条第1項第4

## 号の改正規定

- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）附則第1条の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

（島根県知事の資産等の公開に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の島根県知事の資産等の公開に関する条例第2条の規定の適用については、施行日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号）附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。次項において「旧郵便貯金」という。）は、預金とみなす。

（島根県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の島根県議会議員の資産等の公開に関する条例第2条の規定の適用については、施行日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び旧郵便貯金は、預金とみなす。